

最終保障供給特例承認申請書

令和5年9月11日

東京電力パワーグリッド株式会社

最終保障供給特例承認申請書

経料発 5 第 10 号

令和 5 年 9 月 11 日

経済産業大臣 西村 康稔 殿

東京都千代田区内幸町 1 丁目 1 番 3 号
東京電力パワーグリッド株式会社
代表取締役社長 金子 禎 則

電気事業法第20条第2項ただし書の規定により、次のとおり最終保障供給約款以外の供給条件の承認を受けたいので届け出ます。

料金その他の供給条件	別紙に記載のとおりであります。
実施期日及び実施期間	同上

別 紙

最終保障供給約款以外の供給条件の内容

令和5年9月8日、令和5年台風第13号の影響により多大な被害が生じたため、茨城県3市（日立市、高萩市、北茨城市）および千葉県4市4町（茂原市、鴨川市、山武市、大網白里市、長生郡睦沢町、長生郡長柄町、長生郡長南町、夷隅郡大多喜町）に災害救助法が適用された。

このため、当社供給区域内の災害救助法適用地域および隣接する地域（令和5年9月8日以降、令和5年台風第13号の影響により災害救助法が適用された市町村が追加された場合は、当該追加された市町村および当該追加された市町村に隣接する市町村を含む。）において、被災されたお客さまから申出があった場合には、次の供給条件を適用するものとする。

- 1 被災されたお客さまの令和5年8月（支払期日が9月8日以降となるものに限る。）、9月、10月および11月調定分の電気料金の支払期日を、電気最終保障供給約款（令和5年2月24日届出。以下「最終保障供給約款」といいます。当該最終保障供給約款が届出により変更された場合は、変更後の最終保障供給約款をいいます。）25（料金の支払義務および支払期日）の規定にかかわらず、各々1か月間延長する。

（有効期間満了日：令和6年1月〔満了日は検針日等により相違〕）

- 2 被災されたお客さまが被災時から引き続きまったく電気を使用しない場合には、最終保障供給約款 15（最終保障電力A）、16（最終保障電力B）および 17（最

終保障予備電力)の規定にかかわらず、そのお客さまの被災日が属する調定月の次の調定月から6か月間に限り、電気料金を免除する。

(有効期間満了日：令和6年4月〔満了日は検針日等により相違〕)

3 被災されたお客さまが被災時から引き続きまったく電気を使用しないで、需給契約を廃止し、その後新たに使用申込みを行なった場合で、その申込みが令和6年3月末日までに行なわれ、かつ、その申込みが次のいずれにも該当するときは、最終保障供給約款55(一般供給設備の工事費負担金)、56(特別供給設備の工事費負担金)および57(供給設備を変更する場合の工事費負担金)の規定にかかわらず、その工事費負担金を免除する。

- (1) 需給契約の契約種別が被災時の需給契約における契約種別と同一であること。
- (2) 契約負荷設備または契約電力が、被災時の需給契約の契約負荷設備または契約電力をこえないこと。

(有効期間満了日：令和6年3月末日)

4 被災されたお客さまが被災後、再建等のため、需給期間が1年未満の電気の使用申込みを行なった場合で、その申込みが令和6年3月末日までに行なわれたときは、最終保障供給約款60(臨時工事費)の規定にかかわらず、その臨時工事費を免除する。

(有効期間満了日：令和6年3月末日)

5 被災されたお客さまで、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについて、最終保障供給約款15(最終保障電力A)、16(最終保障電力B)および17(最終保障予備電力)の規定にかかわらず、令和6年3月末日までの間

は、その使用不能設備に相当する基本料金を免除する。

(有効期間満了日：令和6年3月末日)

- 6 お客さまが被災後、再建等のため、引込線、計量器、その付属装置および区分装置の取付位置の変更の申込みを令和6年3月末日までに行なった場合で、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、最終保障供給約款 52 (引込線の接続) および 53 (計量器等の取付け) の規定にかかわらず、原則として、その初回の工事に要した費用を免除する。

(有効期間満了日：令和6年3月末日)

- 7 この最終保障供給約款以外の供給条件に定めのない事項については、最終保障供給約款によるものとする。

別 添

最終保障供給約款以外の供給条件による最終保障供給を必要とする理由

令和5年9月8日, 令和5年台風第13号の影響により多大な被害が生じたため, 茨城県3市(日立市, 高萩市, 北茨城市) および千葉県4市4町(茂原市, 鴨川市, 山武市, 大網白里市, 長生郡睦沢町, 長生郡長柄町, 長生郡長南町, 夷隅郡大多喜町) に災害救助法が適用されました。

このため, 当社供給区域内の災害救助法適用地域および隣接する地域(令和5年9月8日以降, 令和5年台風第13号の影響により災害救助法が適用された市町村が追加された場合は, 当該追加された市町村および当該追加された市町村に隣接する市町村を含む。)において被災されたお客さまに対し, 電気事業法第20条第2項ただし書の規定にもとづき, 最終保障供給約款以外の供給条件を設定いたしたく特例承認申請するものであります。

記

災害救助法が適用された市町村

茨城県日立市, 高萩市, 北茨城市

千葉県茂原市, 鴨川市, 山武市, 大網白里市, 長生郡睦沢町, 長生郡長柄町, 長生郡長南町, 夷隅郡大多喜町

災害救助法が適用された市町村の隣接市町村

茨城県常陸太田市, 那珂市, 那珂郡東海村

千葉県千葉市, 東金市, 勝浦市, 市原市, 君津市, 富津市, 八街市, 富里市, 南房総市, いすみ市, 山武郡九十九里町, 山武郡芝山町, 山武郡横芝光町, 長生郡一宮町, 長生郡長生村, 長生郡白子町, 安房郡鋸南町